

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成17年12月19日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条に基づき、「(仮称)小田栄2丁目マンション計画」に係る条例環境影響評価書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社ゼファー 東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号 代表取締役社長 飯岡 隆夫
	指定開発行為の名称	(仮称)小田栄2丁目マンション計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第2種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区小田栄二丁目3番1 (区域面積:17,284.91㎡)
	指定開発行為の目的	分譲共同住宅の新設(地上17階)
	指定開発行為の内容	計画戸数:527戸、計画人口:1,581人、高さ:55.00m 建築面積(合計):8,384.05㎡、延べ面積:76,101.51㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成18年3月 完了予定:平成20年2月
	環境影響評価の手続経過	平成17年7月26日:条例環境影響評価準備書公告 平成17年11月30日:条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成17年12月19日(月)~平成18年1月17日(火) (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで (横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)
	縦覧場所	川崎市:川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所 田島支所及び本庁(環境局環境評価室) 横浜市:鶴見区役所及び横浜市役所(環境創造局環境影 響評価課)
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044(200)2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm